

本17日、政府報道官は、新型コロナウイルスの感染件数の急増を受けて強化された国内の感染症対策の変更点等を次のとおり発表しました。

下記は、明18日（日）から4月30日（金）までの措置となります。

1 国内の予防措置

○午後7時から翌朝5時まで、自動車（私用車を含む）、バイク、交通機関の使用禁止（真に必要な場合を除く）。

○夜間外出禁止時間は、午後10時から翌朝5時までを維持。

○保健規則や夜間外出禁止時間を遵守しない施設に対する閉鎖命令。

○小学、中学、高校、大学の休校（大学は遠隔授業）。

○公的部門の2グループ制、1時間の時差出勤。

○民間部門はテレワークの推奨。

○県知事による感染拡大地域の封鎖措置。

2 入国措置

○空港等入国ポイントにおいて、入国者に対する検査が強化され、陽性の場合、強制隔離措置。

各地で英国株の発生や疑い事例が報じられるなど、チュニジア国内の新規感染数は急増しています。またマスクの着用や上記措置を遵守し、引き続き感染予防にご留意ください。感染症対策は、今後も状況に応じて急遽変更されることが予想されますので、メディア等で最新情報をご確認ください。

感染した場合の対応等について、当館ホームページに掲載していますので、参考にしてください。感染した場合は、万が一感染が判明した場合は当館にご一報いただくようお願い致します。

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.tn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

たびレジ変更・解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.htm>

令和3年4月17日

在チュニジア日本国大使館

9, Rue Apollo XI, Cite Mahrajene, 1082 Tunis, TUNISIE

電話 : +216-71-791-251/ 792-363/ 793-417